



平成 22 年 2 月 26 日

各 位

東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号  
株式会社ペッパーフードサービス  
代表取締役社長 一瀬 邦夫  
(コード番号：3053) 東証マザーズ  
問い合わせ先 総務部長 藤井 辰巳  
電話番号 03 (3829) 3210

### (経過) 第三者割当による新株式発行の一部失権に関するお知らせ

平成 22 年 1 月 27 日開催の取締役会において決議いたしました、第三者割当による新株式発行につきまして、MAJ バリュアアップ 1 号投資事業有限責任組合から払い込みがなされなかったために、失権となりました経緯について、平成 22 年 2 月 15 日付「第三者割当による新株式発行の一部失権のお知らせ」の内容に追加してお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 失権の理由

平成 22 年 1 月 27 日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式発行につきましては、当社の割当予定株数 6,420 株のうち、1,987 株の払込みがあり、残りの 4,433 株につきましては失権となりました。失権となった 4,433 株は、MAJ バリュアアップ 1 号投資事業有限責任組合を割当先とした 4,433 株の全てであります。

MAJ バリュアアップ 1 号投資事業有限責任組合は、当社社長から本件第三者割当先の紹介を当社の広告代理店業を営む取引先の社長に依頼したところ、紹介を受けた先でありました。MAJ バリュアアップ 1 号投資事業有限責任組合の出資者である、M&A JAPAN INC. とは、発行決議日までの間に社長同士の面談や引受条件に関する協議を行い、条件などを総合的に勘案して、割当先として選択をいたしました。また、失権が起こらないように、平成 22 年 1 月 27 日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」の開示に記載しておりますが、事前に、同投資事業有限責任組合の銀行残高証明書を入手し、払込に要する財産が存在していることを確認しておりました。

そういった経緯があったにも関わらず、払込当日になって払込がなされなかったことは当社としては遺憾です。払い込みがされなかった理由につきましては、公表した平成22年1月の月次売上高が想定していた額に届いていないなどと聞いておりますが、発行決議前より当該月次売上高は、払込条件となっております。同投資事業有限責任組合の業務執行組合員であるM&A JAPAN INC.の宮川廣一 CEOに失権理由を照会した際、「ビジネス道徳に反するというご指摘は、その通りだと思っております。」との謝罪も頂いており、当社側に特段の問題があって払い込みがなされなかった訳ではないと判断しております。

## 2. 第三者割当による新株式の一部失権による当社への影響

今回の募集株式の一部失権により、当初予定していた資金調達のうち1億9,999万円が未達となりますが、未達となった金額につきましては、あらためて資金調達の準備に入っております。この度の増資により調達した資金は、伊藤忠商事株式会社に対する買掛金債務の返済金として使用する予定であったため、あらたに資金調達ができた場合には、伊藤忠商事株式会社の買掛金債務を優先して返済する予定です。ただし、現在準備している資金調達ができるまでの期間は、当初の予定どおり、平成22年9月30日まで、分割にて返済いたします。

## 3. 今後の見直し

今回の第三者割当による新株式発行に関しては、期日までにご入金いただきました割当先様をはじめ、既存株主の皆様、また市場の多くの方々にご心配ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。今後は、払込の確実性について、事前に借入しておくことなどを検討して参ります。今回の失権といったことが今後起こらないように、割当先の選択方法や払い込みの確実性についてより一層確認するなどの再発防止策を講じて参ります。

以上